

障害児保育巡回相談におけるコンサルテーションの現状と課題 —幼稚園・保育所における専門職の活動状況から—

森 正樹¹⁾ 林 恵津子²⁾

Present Conditions and Problems in Itinerant Consultation Services for Kindergarten Teachers and Nursery School Teachers Taking Care of Handicapped Children :Focusing on Professionals' Support Practice at Kindergartens and Nursery Schools

Mori Masaki¹⁾, Hayashi Etuko²⁾

要旨

障害児保育巡回相談を行う専門職が、幼稚園・保育所との協働関係を構築する際の諸課題について面接法により調査した。その結果、これらの現場で、必ずしも専門職の役割が十分に理解されず、巡回相談の有効活用が進まない状況が示された。また、保育者に現場の実践に根ざした具体的なアドバイスを行うことの難しさも報告された。さらに、専門職と保育者の間に依存的関係が固定化するリスクや、対等な関係構築の困難さも指摘された。

これらを踏まえ、専門職に求められるコンサルテーションの技術に関し、以下の諸点の提言を行った。1. 関係性の中に自らの専門性を位置付ける柔軟性、2. 保育者の実践に学ぶ姿勢、3. 発達障害児等のニーズを包摂する保育実践の再構成への支援、4. 保育者の協働性開発への支援、5. 保育者による実践の言語化と課題解決プロセスの促進・共有、6. 状況把握の俯瞰的視点、7. 健全な批判を可能とするパートナーシップの構築、8. 保育者が自らの専門性と創造性を開発するための支援。

キーワード：コンサルテーション，巡回相談

Key words：Consultation, Itinerant consultation service

1. 緒言

1) 保育・教育現場の巡回相談に期待される役割・機能

現今、地域の幼稚園や保育所及び小中学校等に在籍する発達障害等の特別なニーズを有する子ども達に関し、その支援の必要性が叫ばれている。特別支援教育巡回相談や障害児保育巡回相談（以下、巡回相談）は、専門職がこれらの教育・保育現場を訪問し、特別なニーズを持つ子ども達や保護者の支援に関して、教師や保育士等にアドバイスを行うものである。また巡回相談は、対象児への個別指導等の「直接的支援」とは異なり、現場の実践上の課題解決の支援を通じて対象児の発達支援に寄与する、「間接的支援」のひとつに位置付けられる。

巡回相談の形態やシステムは多岐にわたる。佐藤は、障害児の地域療育システムの草創期において、自治体との事業委託契約に基づき、専門施設から近隣の幼稚園や保育所に、専門職を派遣するout-reach型の巡回相談システムを構築・展開した¹⁾。これは、専門施設への入所や通園を必ずしも前提としない、より柔軟で、広い発達支援の可能性を地域社会に開く取り組みであった。つぎに、巡回相談を40箇所の幼稚園及び保育所にて担当した森は、教師や保育士から提示された相談主訴の分析を行い、巡回相談の継続的な実施を通じ、不安や焦燥感の表出が減少し、代わって対象児への支援例や実践例の報告が増加したと報告している²⁾。さらに、自治体の教育委員会からの委嘱を受けた心理職等による学校現場へのアク

1) 埼玉県立大学保健医療福祉学部共通教育科

2) 埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉学科

1) Center for University Wide Education, School of Health and Social Services, Saitama Prefectural University

2) Department of Social Work, School of Health and Social Services, Saitama Prefectural University

原稿受付日：2012年11月30日

ジョンリサーチもなされ、ここでは、巡回相談員が学校でのカンファレンスに継続的・計画的に参画することにより、学校内外の関係者間の協働が促進され、対象児童生徒の教育的支援のプランが、教師の側から積極的に発想・提案されたことが報告されている^{3) 4)}。このように巡回相談は、現場の実践者のエンパワメントを目指す専門的支援である。

2) 保育・学校現場でのコンサルテーションの難しさ

このように巡回相談は、専門職が従来、専門機関で担ってきた機能を、単に、場所を変えて提供するのではなく、教師と保育士がもつ支援機能を促進・開発する目的を持つ。この点に関し浜谷は、巡回相談の意義を、現場の教師等が「実践の方針の明確化を図るための支援であると同時に、関係者間の協力関係、保護者との協力関係、外部の専門機関との連携の強化をもたらす」と整理している⁵⁾。ここで望まれるのは、決して一方的な指導的關係ではない。そこでは、両者の専門性を尊重した対等で相互性のある関係が重視され、教師や保育者に、自分達の仕事に根ざした「意思決定と問題解決を促進⁶⁾」する関与、つまりコンサルテーションが求められる。

しかしその一方で、巡回相談が、必ずしも生産的な成果を産まない現状も報告されている。森は、幼稚園と保育所及び小中学校計165ヶ所の巡回相談の内、失敗事例に着目し、巡回相談員のもたらす各種情報が現場の実践に有効活用されず、教師や保育者の主体性と創造性が発揮されない現状を指摘している⁷⁾。また既出の浜谷は、教育現場に巡回相談員の意見に対する受動的傾向が見られ、相互の専門性に基づく対等な関係の構築や、共同した問題解決が進まない状況を指摘する⁵⁾。これらの報告は、専門職を受け入れる現場に必ずしも協働の準備性が整っていないことを示唆する。しかしそれだけでなく、巡回相談を担う専門職の側で、自らの専門性を地域や現場との関係性に位置付け、協働の分脈において発揮する方法が、未だ明らかにされていない問題がある。

3) 本研究の目的—多領域の専門職に共通するコンサルテーションの課題整理—

そこで本研究では、障害児保育巡回相談を担う専門職が、実際の業務の遂行において対峙する困難の実態を調査する。これを踏まえ、今後専門職が、自身の職域の狭義の専門性に拘泥せず—教師と保育士も含めた—多領域の専門性との協働関係を構築しながら、保育・教育現場の主体的な実践を促進する役割を果たすための諸課題を整理する。併せて、多領域の専門職に共通するコンサルテ

ーションの技法に関する諸提言を行うことを目的とする。

2. 方法

- 1) **調査目的**: 保育所・幼稚園において巡回相談を担当する各種専門職が、コンサルテーションを進める上での支援技術に関する諸課題を明らかにする。
- 2) **調査対象**: 公立及び民間の幼稚園及び保育所に在籍する、障害幼児及び特別な支援ニーズを有する園児に関して、幼稚園教諭及び保育士（以下、保育者）を対象とする相談業務を、現在担当しているか、もしくはその経験を有する各種専門職^{注)}を調査対象とした。（注:本研究では教師や保育士を、各職域における「専門家」と位置付けるが、論文の記述と構成の都合上、巡回相談の担い手となる各種職種を“専門職”と表記する）。
- 3) **期間・場所**: 調査は20XX年8月～11月に実施された。実施場所は上記の専門職の勤務する専門機関の相談室、もしくは、本研究者の勤務するS大学研究室。
- 4) **記録・分析**: 本調査に同意の得られた協力者について半構造面接を実施した（約45分間）。各聴取項目についての応答内容をICレコーダーによって記録した。主たる聴取項目は、①現在実施している巡回相談の形態、②巡回相談を実際に行う上で難しさを感じるか、③巡回相談を進めるなかで感じる難しさ等である。音声記録は逐語録に起こされた。そして、上記項目②において「感じる」と回答したすべての協力者に関し、逐語録をもとに、専門職が幼稚園・保育所におけるコンサルテーションを進める上での諸課題を抽出し整理した。尚、本稿に記載する調査協力者の発言等は、その趣旨に達しない範囲で要約したものである。
- 5) **依頼と許諾**: 本研究における協力機関の候補となる専門機関の長宛に、口頭と文書にて協力依頼を行った。ここで許諾の得られた専門機関に所属する専門職に、口頭と文書にて協力依頼を行った。また、特定の専門機関に所属しない専門職にも、同様の協力依頼を行った。ここでは、研究目的と方法の説明、個人情報保護の保護、研究成果の公表と還元、諾否の自由意思の尊重等を説明した。尚、本研究は、埼玉県立大学倫理委員会の倫理審査にて承認を得た（第24046号）。

3. 結果

1) 対象者概要及び巡回相談の方法と形態

12名の専門職に依頼を行い、内10名から承諾を得た。その職種は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士（臨床心理士・臨床発達心理士・学校心理士）であった。以下、略した表記として理学・作業・言語・心理とする。対象者が、幼稚園及び保育所で実施する巡回相談の形態は、a. 専門機関と自治体間の事業委託契約に基づいて、専門職が幼稚園・保育所等へ派遣される形態、b. 専門職個人が自治体からの委嘱を受け、当該地域の幼稚園・保育所等を訪問する形態、c. 専門職が、専門機関内で定期的な個別指導や小集団指導等を担当する対象児について、在園中の幼稚園や保育所へのフォローアップ及び連携の一環として実施される形態、d. 幼稚園・保育所が、独自に園内研修や事例検討会を開催し、専門職に協力の要請を行う形態であった。10名全ての専門職が、巡回相談を行う上で難しさを「感じる」と回答した。

2) 巡回相談を担う専門職のコンサルテーションをめぐる諸課題の整理

■課題1 専門職の役割・機能の周知と理解

幼稚園・保育所において（以下、園とする）、巡回相談員の専門性が十分には理解されていない現状が認められた。例えば、ある理学療法士は「PTって何？」と、保育者から頻繁に質問を受けたことを報告し、ある作業療法士は「何を質問していいかわかりません」と園側に問われたエピソードを語っている。また、園からの相談主訴と、巡回相談員の専門性との間に、ミスマッチを指摘する声も聞かれた（例「“この子の言葉、どうしたら出ますか？”と言語発達の質問をされます（理学）」）。また、職域を超えた役割を、園から要求された体験も報告された（例「医師でもないのに在園児の発達障害の診断を求められたことがあります（心理）」）。さらに訪問先の園で、専門職の活用が進まない状況を、専門職自身が疑問視し、改善の必要性を指摘する発言も得られた（例「私達、只のお客さんのままでいいのでしょうか？（心理）」）。

■課題2 設問する園と保育者に関する背景情報の不足

巡回相談員の側に、保育者及び園の実践に関する情報が不足していることを問題視する指摘もあった。つまり、「日頃行われている保育を知り、それを踏まえてアドバイスをしたい（作業）」等の声が聞かれた。さらに、園で行われる障害児保育の実践の経過を継続的に把握し、長期的な関与を望む意見もあった（「“去年はこうでしたね、今年はこうですね。これからは・・・”と園の先生と話がし

たい（理学）」）。しかしながら、巡回相談員の人材や回数が限られ、担当者の交代や異動等で、特定の専門職が継続的に園の実践の経過を把握することの難しさも指摘された。この点に関し、「各園の情報をコンスタントに把握し、巡回相談に同行してくれるコーディネーターが欲しい（理学）」といった提案もなされた。

■課題3 園と専門職間の支援に関する見解の相違

専門職からの提案が、必ずしも園の方針や理念と一致するとは限らない状況も指摘された。ある理学療法士は、全園児に裸足を奨励する園で、対象児の足関節の変形予防の為に、短下肢装具の使用に関する提案が難しかったエピソードを報告している。また、専門職が必要性を感じても、「園のポリシーに合わないことは言いにくい（言語）」と躊躇した体験談も語られた。そして、園の諸行事等への「参加」を巡って、保育者と巡回相談員の間に見解の相違が生じる事態も報告された。つまり専門職が、対象児の障害特性や発達状況を踏まえた、現実的な、「その子なりの」参加の方法を提案しても、園側は別の達成目標や問題意識を強く抱いている場合もあった（例「どうすれば鼓笛隊をちゃんとやってくれるのか？」）。さらに、障害児の在籍する園の保育者自らが、「本当は、ここにいる子ではないのでは・・・」と不安や疑問を表明するのを、度々耳にした体験も報告された。

■課題4 課題意識の不明瞭さ及び対話不足

巡回相談において、対象児の支援方法の検討に要する「カンファレンス」は設定されない場合もあった。ここで専門職は、刻々と進行する保育の日課に立ち会いながら“立ち話”でのアドバイスを求められるか、後日の報告書の送付をもって助言に代える場合もあった。この状況に関して、「これでは、こどもの様子を見るだけで終わってしまう（言語）」など、保育者との情報交換や対話の機会の乏しい条件下での、巡回相談の在り方を疑問視する声も聞かれた。

そして、巡回相談の要請や実施が、必ずしも保育者側の明確な課題意識に基づくとは限らない状況も示された。例えばある心理士は、「とりあえず園全体を見て、“気になる子”がいたら教えて下さい」と、漠然とした要請を受けた体験を報告している。また、巡回相談の当日、事前の相談主訴の提示や確認の無いまま、急に「とにかく、この子を観てください」と要請される場合もあった。さらにこうした状況下で、「表面的なことしか言えません。これでは、園の先生方が納得してないなと感じます（心理）」との問題の指摘もあった。

■課題5 現場の実践に有効活用されるアドバイスの難しさ

専門職がアドバイスを行っても、それが、必ずしも園に受け入れられ、効果的に活用されるとは限らない。そのことを多くの専門職が報告している。ある理学療法士は、肢体不自由児の移動補助具の使用を提案したが、「事故が心配」との園の意向で実現しなかった体験を語る。また、ある心理士は、対象児の支援に関する“詳細な解説”を試みた結果、「私、先生と同じにはできません…」と、保育者に言わしめた経験を持つ。これに関連して、「沢山伝えすぎると、園の先生方に“私には難しいです”と言われてしまいます(理学)」との指摘もあった。

一方、専門職の発言が、予期しない結果をもたらしたエピソードも報告された。ある心理士は、広汎性発達障害児の支援における視覚的要素の重要性に言及したところ、数か月後、再び同園を訪問した際には、教室の壁面が「写真だらけ」になっていたことを報告している。同様の出来事として、ある心理士は発達障害児とのコミュニケーションに関して、叱責の体験が蓄積しないように言及したところ、「〇〇先生が発達障害の子には注意してはいけない」と言っていた」と、保育者に曲解された体験を語っている。

また、専門職の提案が、保育者の努力目標に据えられてしまい、それを励行すること自体が過度に重視されてしまう状況も指摘された。ある理学療法士は「私が細かく指摘すると、それが気になって、そのとおりに実行できないと悩む方がいます」と語る。そして、「先生、この子にもっと特別な訓練をしなくていいですか?」と、保育者に、繰り返し確認された体験も報告された(作業)。

■課題6 専門職の関与が子どもをめぐる関係性に意図せず及ぼす弊害

対象児をとりかこむ関係性に、専門職が及ぼす各種の影響も報告された。第一は、対象児と保育者の関係性への影響である。本来、特別なニーズを有する子どもの支援には、特定の保育者だけではなく、園全体での共通理解が必要とされる。しかし、園内の支援体制が、対象児と加配保育士との関係に完結しがちな場合、ともすると、巡回相談員の関与がこの傾向を強化しかねないことを危惧する声も聞かれた。例えばある理学療法士は、「その先生とその子だけの保育になってしまうのが心配です」と、加配保育士だけに偏ってアドバイスをすることの弊害を指摘する。

第二は、園と保護者の関係性への影響である。専門職の発言が、本来の目的とは異なる形で利用された場合、結果的に園と保護者間の関係に支障をきたす可能性が指

摘された。例えば、ある心理士は、保護者に我が子の医療機関の受診や就学先の選択等について「納得させる」手段として、自身の発言の一部が、後日、園側に曲解・利用される事態を憂慮している(例「心理の先生が普通学級は難しいと言っていましたよ」)。また、巡回相談は保護者の要請に基づいて実施されることもあるが、その際、園と保護者間の信頼関係が形成されていない場合、両者間の緊張関係を助長してしまうリスクも指摘された。例えば、ある心理士は、自らの発言が保護者が要求を園に通すための「援護射撃」なりかねないと、園側に警戒され、以降の巡回相談が見送られた体験を報告している。

そして第三は、園内の保育者同士の関係性への影響である。園内の意思決定が、管理職や年長者の主導性やトップダウンが優位な状況下では、専門職が「新たな観点」を持ち込むことに、十分な配慮を要すべきことが指摘された(心理)。また、障害のある対象児を担当する保育者と、その他大勢の園児の保育を限られた人員で進めなければならない他の保育者間で、既に軋轢・葛藤が生じている場合がある。その状況下で、専門職が前者のみに偏重した関与と支持を続けることで、この対立や相互不信を助長してしまう事態も報告された(心理)。

■課題7 専門職と現場が「指摘し合う」ことの困難さ

専門職は対象児のみならず、園の実践の在り様にも広く目を向けていた。ある作業療法士は訪問先の園で、保育者が「こども達の注意を引きつけているか、一日の流れは出来ているかなど、保育のベースが目につきます…」と語る。しかし実際には、保育者の「相手の仕事にアドバイスをするのは難しい」と指摘する。類似した報告として、「上手く伝えないと園との関係が築けない(心理)」、「“こじれる”と、次に呼んでもらえない。そうすると支援の機会が失われてしまう(作業)」等の声が聞かれた。このように、保育現場の“仕事”に踏み込んだ指摘や言及を、専門職が躊躇する状況が垣間見られた。

一方、視点を変え、保育者は専門職に、どのような評価をしているのだろうか? 本調査の対象者には、そうした課題意識も認められた(「保育士さんは巡回相談をどう感じているのか(心理)」)。さらに、ある心理士は、「結局は、現場の先生方からの“ご指導有難うございました”という、お礼で終わってしまうこともあります。本当のところ、皆さんがどう受け止めたのか…、とても不安です」と語る。このように、現場からの評価が専門職側にフィードバックされない状況を危ぶむ指摘もあった。

■課題8 依存的関係の固定化・対等な協働関係の困難さ

「保育士さんは、子どもの育ちと遊びのプロです(理学)」

「園の先生方と、上下関係ではなく対等な立場で意見交換をしたい(理学)」等の発言が示すように、本調査の協力者の中には、保育者の専門性を尊重した対等な協働関係を志向する姿勢が認められた。

しかし実際は、こうした関係が必ずしも構築されていないことが示された。例えば、ある理学療法士は肢体不自由児の介助について、「専門家じゃない私がやっているの?」と、保育者から質問された体験を報告している。また保育者が、障害を有する在園児の支援について、「私達は素人ですから・・・」といった類の発言を、度々専門職の前で口にするを指摘する声も聞かれた(心理)。

また、自らの“使われ方”に疑問を抱く専門職もいた。ある心理士は、巡回相談当日の朝、事前の情報の確認や打ち合わせも無く、急に「〇〇君のお母さんと話して下さい」と面談が設定され、保護者に我が子の専門施設の利用を“説得する”役割を求められている。また、類似の体験をした協力者は、「丸投げされているのではないか、不安です」と語る(心理)。

さらには、保育者が専門職に、思考や判断を過度に委ねようとする状況も報告された。ある心理士は、「～をしていますがいいですか?ダメですか?」と、障害を有する子どもの対応について、園側から逐一確認の電話が入ったエピソードを語った。そして、「先生ご指導お願いします」と乞われ、保育者への“一方的”な指導が常態化することを、危惧する声も聞かれた(心理)。

4. 考察と提言

【提言1】保育・教育現場との関係性の中で自らの専門性を柔軟に捉え再構成する

課題1では、園の保育者に、専門職の役割が十分には理解されているとは限らない状況が認められた。併せて巡回相談員が、自身の専門性を発揮できず、不全感や葛藤も抱えうることが示された。しかし、その一方で保育者の側に目を向ければ、そこには、異なる背景を持つ専門職との関わりを模索し、試行錯誤する姿も浮き彫りになっている。故に、専門職は自身の役割の理解を保育者に期待するだけではなく、自らの専門性に関する「説明責任」を果たす必要がある。その際の留意点は、第一に、保育者が巡回相談員を活用する具体的なイメージや方略を持てるよう、自らが貢献し得る可能性を明示することである。つまり「私の専門は～です」のみならず、「この園で私は～が出来ます」と具体的な提案を行い、巡回相談の活用支援を進めたい。これに関連して、森は関与する教育現場に「巡回相談事業の有効活用のためのヒント

集」を提案している⁸⁾。このヒント集のように、巡回相談を専門家と現場の協働の機会と位置付け、両者に期待される役割を明確化・言語化する作業が、今後、一層必要とされるであろう。第二に、専門職は自らの職業的アイデンティティを大切にすべきであるが、「私の仕事は、本当は～だ」と限定的・固定的に考えるべきではない。むしろ、「今私に、ここで求められている役割は?」と、関与する現場との関係性の中で、自らの役割を問い続け、必要に応じて再構成する柔軟な姿勢が求められる。

【提言2】関与する教育・保育現場の実践に学ぶ姿勢

巡回相談では支援の対象児の情報のみならず、保育者や園の実践に関する背景情報と文脈情報が重要であることを、課題2の聴取内容は示している。これらは、園の日常性に根ざした、対象児への実効性ある支援方法を、専門職が保育者とともに検討する上で不可欠な情報である。そこで、コンサルテーションを担う専門職は、単に助言をするだけでなく、保育現場の実践に積極的な関心を抱き続ける必要がある。そこで巡回相談当日のカンファレンスでは、適宜、保育者側からの実践報告の機会を設けるとともに、専門職からも積極的な質問を投げかけ“保育実践に学ぶ”姿勢を示したい。さらに、そうした姿勢は、保育者の側に自らの実践者としての自覚と、専門性への気付きを促すことが期待される。

【提言3】対象児のニーズを包摂した保育実践の再構成への支援

課題3では、園の保育者と専門職の見解が必ずしも一致するとは限らない状況が示された。ここでは、あくまで対象児の発達のニーズに立脚する専門職に対して、園側は、既存の取り組みを如何に「成立」させるかという、極めて現実的な課題意識を抱きやすい。こうした傾向は、特に「我が園の特色ある実践」として、各園が保護者に示している諸活動や行事で強いことが予想される。こうした課題意識の相違がある場合のコンサルテーションでは次の諸点に留意したい。第一に、取り組みが「上手くいっていない」と、保育者自身が感じている状況下では、特にその内面にある不安や焦燥感、そして葛藤に十分配慮する必要がある。理念を押し付ける強硬な姿勢は、保育者から専門職を遠ざけ、このことは結果として対象児の不利益に繋がる。第二には、訪問先の園の既存の保育・教育内容を尊重し、その中の効果的側面に十分に言及したい。その上で、対象児のニーズが包摂される保育を園と共に考える姿勢を持ちたい。換言すれば、山崎の提言するところの、コミュニティーが「障害」を取り込みながら再構成されていくプロセスの支援⁹⁾の一端を担う

ことでもある。

【提言4】保育者が自らの協働性を向上・開発するための関与

課題4は、事前準備の不足や、課題意識が曖昧なまま進められる巡回相談のデメリットを示している。ここでは、専門職のアドバイスが一般論に終始しがちで、現場の実践に活かせる情報提供は難しくなる。こうした形骸的な巡回相談は、たとえそれが園からの要請であるにせよ、結果的に、保育者の専門職への評価と期待を下げ、しいては、その積極的活用への志向性や意欲を低下させることが危惧される。そこで、コンサルテーションを担う専門職は、事前の相談票への記入や、巡回相談当日のタイムテーブルの作成やカンファレンスの設定等、巡回相談を有効活用してもらう為に必要な準備を園に要請したい。ところで、保育所保育指針は、「協働性」を職員の資質向上に関する基本事項として定めている¹⁰⁾。そこで、巡回相談の有効活用というテーマを、保育者が専門職とともに考えることは、園内外での協働を推進する一助となることが期待される。

【提言5】実践の言語化を主軸とする課題解決プロセスを保育者と共有する

専門職からのアドバイスが必ずしも現場の実践に有効活用されるとは限らない実情を指摘する。課題5にて紹介された諸報告は、保育・教育現場の実践者のエンパワメントを目指す上での貴重な示唆に富む。第一に、専門職がアドバイスをする際、保育者の仕事を理解し、現場での実行可能性と継続可能性に留意すべきである。そうした配慮を欠く、専門性の一方向的な提供は、保育者に抵抗感を抱かせ、自己効力感の低下を招くことが危惧される(例「私じゃ難しいです」)。第二には、専門職からの断片的な、how toのみの伝達に潜むリスクを銘記したい。提案する方法や手技の目的の確認を怠り、それが用いられる生活文脈への着目を欠いた専門職の発言は、時に現場に混乱をもたらす(例「写真だらけの教室」)。さらに第三には、常に専門職だけが「模範解答」を知っているかのような幻想を、保育者に抱かせてはいけない(例「先生もっと特別な訓練を」)。というのも、真に対象児のニーズと生活文脈に根ざした支援方法は、両者間の相互作用を通じて生み出されるからである。

それでは、これらの轍を踏まないために専門職は如何に振る舞うべきか？ まず、毎回の巡回相談において、カンファレンスの機会を有効活用することである。そしてここでは、保育者自身が「自分の言葉で自分の実践を語る⁷⁾」ことを重視したい。この点に関し、森・藤野・大伴は「実践の言語化」が教育現場における実効性ある特別

支援に結びつくことを示している⁸⁾。この場で専門職に期待される役割は、保育者にアドバイスをするだけでなく、現場と課題意識を共有し、課題解決のプロセスそのものに参加し、これを促進することである。

【提言6】地域や現場との関係性を俯瞰的に捉える視点を持つ

専門職が園内の人的関係性に及ぼしうる自覚的・無自覚的な影響と、そこに潜むデメリットの可能性が、課題6に示された。巡回相談を担う専門職は、たとえ現場の問題状況の対岸に身を置いているつもりでも、ひとたび現場との繋がりを持てば、そこでの力動的関係に取り込まれていくのである。そこで専門職は、第一に、自身の役割と機能が、対象児や保育者そして保護者をめぐる人的な関係性にどう位置づくのかを自問しながら、それを「俯瞰的に」把握しモニタリングする視点が不可欠である。第二には、関係性へのアプローチの可能性を探ることである。この点に関して、藤崎らは、巡回相談員の役割を、園内外の「サポートシステムの媒介者」として位置づけている¹¹⁾。

【提言7】相互に健全な批判や評価が可能となるパートナーシップの構築

巡回相談において、専門職は、保育者から「具体的」アドバイスを求められる。そのためには、単に対象児だけでなく、生活文脈や人的環境の相互作用に着目した議論と検討を要する。そこでは、保育者の仕事の中身やコミュニケーションの在り様にも言及・指摘する必要性も生じる。しかし実際は、訪問先の園との関係を維持するために、こうした指摘・言及を、時には躊躇せざるを得ない状況があり、専門職が葛藤を抱える状況が報告された。一方、専門職を迎え入れる保育者の目には、外部から「お招きした先生」が「権威者」と映ってしまい、現場サイドから専門職への評価や指摘、積極的な提案、健全な意味での批判の生じる可能性が狭められてしまう状況も想定される。

これらは、所謂「風通し」の良くない状況と言える。今後、巡回相談を現場での発達支援の質的向上と可能性の拡大に繋げる為には、「ご指導有難うございます」といった“社交辞令”に終始しないパートナーシップの実現が望まれる。そのための方略として、以下の手立てを提起したい。第一に保育者にとって「話しやすい専門職」になる必要がある。“正解”を知っているのが、常に自分であるかのような権威的な発言や振る舞いは自戒したい。むしろ、「分からないこと」を率直に表明し、保育者側に情報や意見や提案を求める姿勢を一貫して持ちたい。そのことが、両者間の対等な立場での意見交換を活性化さ

せる。勿論、過度な自己開示やユーモアも大切である。第二には、多様な対話と交流の機会を持つことである。会議や研修等のフォーマルな機会は勿論不可欠であるが、終了後の談話など、インフォーマルな場では双方ともに本音で語りやすい。また、行政の担当課等によるアンケートやヒアリングを依頼し、巡回相談に関する現場の評価や要望を集約することも一策である。

【提言8】保育者が自らの専門性・可能性・創造性を発揮・開発するための協力

課題7からは、巡回相談において専門職と園との間に、必ずしも対等な協働関係が形成されているとは限らないこと、ともすると相互に依存的な関係が固定化するリスクが伺える(例「ご指導お願いします」)。さらに、この状況下では、保育者本来の専門性や創造性が発揮されず、主体性と責任性も曖昧になる問題も生じうる(例「丸投げされているのではないか?」)。

そこで、教育・保育現場におけるコンサルテーションにおいては、第一に、現場の保育者が、自らの専門性と可能性を過小評価してしまう状況を回避し、自己肯定感と自己効力感を持てる最大限の配慮が求められる。専門職は自身の専門性の一方的な誇示や披歴に走らず、むしろ、現場の日々の実践の蓄積や効果的側面に目を向け、その根拠に言及したい。さらに、先述のように、ニーズを有する対象児の支援に関する「課題解決プロセス」の実体験を保育者に促し、個々の保育者はもとより園全体で共有する働きかけも行いたい。

第二に、専門職と保育者が自身の役割と責任を明確にして、自覚する手立てが必要である。これに関連して、森・藤野・大伴は、現場の教師と巡回相談員の双方の役割を「対比的」に記載した巡回相談のガイドラインを作成し提案している⁸⁾。こうして、対象児の支援をめぐる関係者が、自身の役割を自覚することは勿論、協働する相手に適切な期待を抱き表明することが、相互の機能を開発しあう関係に繋がると期待される。

第三に、専門職は、教育・保育現場との関係性の展開・成熟に合わせて、自身の関与の方法や頻度等を柔軟に調整したい。障害を有する子どもの関わりに、園の保育者が不安や焦燥感を抱きやすい、介入の初期段階には“how to”型の助言が多く行われたとしても、保育者側の課題解決の水準・進展に合わせて、徐々に、巡回相談を現場主導の実施形態に移行させる必要がある。例えば、当初は専門職への「相談中心」であったものが、次第に、現場の「実践報告」をベースとする形態に移行する、中長期的な見通しを持っても良いであろう。

さらに第四に、専門職には、現場の保育者の実践上の

課題解決に促進的・開発的に関わる「対話技術」が求められる。つまり、保育者から寄せられる質問に、「どんな答を出すのか?」のみに執心せず、答を「相手からどう引き出すか?」にも課題意識を持ちたい。この点に関して、森・細渕は、教育現場で、日常の子ども達の各種のエピソードへの着目を教師に促し、そこから支援方法を発想するための「観点と枠組」を、対話中の質問を通じて呈示し、教育支援プランの作成を支援している¹²⁾。このように専門職には、現場からの「質問に答える」専門性のみならず、自分からも「質問する技術」も求められるであろう。

5. 結 語

以上のように、本研究の面接調査から、専門職が教育・保育現場との対等な協働関係を構築し、保育者の主体的・創造的な実践に貢献する為には、幾多の支援技術やシステム上の課題があることが浮き彫りとなった。そして、その課題の解決は決して容易なものでは無い。にもかかわらず、今日、幼稚園や保育所、小中学校等の“現場”への支援を担う専門職が、一方的な「専門性の輸出」に終始せず、敢えて、「現地産業の育成」の一端を担うことの意義は極めて大きい。何故なら、そうしたコンサルテーションの地道な取り組みは、たとえ、当初は見解の不一致や葛藤が生じたとしても、異なる背景の関係者同士の邂逅と相互理解の可能性を拡げてくれるからである。さらに、専門職は、自身の職業的アイデンティティを、時には揺さぶられ、時には新たに発見する中で、より洗練された柔軟な専門性を身に着けることが期待される。つまり、巡回相談を通じたコンサルテーションにおいて、エンパワメントされるのは、決して現場の教師や保育者だけではない。最後に、そのことを銘記したい。

【謝 辞】

本研究にご理解とご協力を頂きました協力者の皆様、関係諸機関の皆様に、心より御礼申し上げます。

【引用文献】

- 1) 佐藤進. 地域療育システムの再検討—小都市における通園施設の試みを中心に—. 発達障害研究1998;20(3):12-20.
- 2) 森正樹. 障害児保育実践へのコンサルテーションのニーズに関する研究—巡回相談のニーズ調査に基づく支援方法の検討—. 宝仙学園短期大学紀要2007;32:53-59.

34 障害児保育巡回相談を担う専門職の課題

- 3) 森正樹. 特別支援教育における教師の課題解決と協働を促進するコンサルテーションー巡回相談における生産的なカンファレンスの検討ー. 宝仙学園短期大学紀要2008;33:7-16
- 4) 森正樹, 根岸由紀. 高等学校における教育支援プランの作成を支援する学校コンサルテーションー教育相談部による課題解決プロセスへのファシリテーションの実際からー. 埼玉大学教育学部特別支援教育臨床研究センター年報2012;3:82-91
- 5) 浜谷直人. 小学校通常学級における巡回相談による軽度発達障害児等の教育実践への支援モデル. 教育心理学研究2006;54(3):395-407.
- 6) 大石幸二. 知的障害教育における「現場研修」への応用行動分析学のアプローチ. 特殊教育学研究2000;38(1):53-63.
- 7) 森正樹. 保育・教育現場の主體的課題解決を促進するコンサルテーションの研究ー特別支援教育巡回相談の失敗事例の検討からー. 宝仙学園短期大学紀要2010;35:39-49
- 8) 森正樹, 藤野博, 大伴潔. 教育現場における特別支援教育巡回相談の効果的活用に関する検討ー教師の意識と行動に関わる質問紙を通じた調査. 臨床発達心理実践研究2012;7:175-183
- 9) 山崎晃史. 障害を持つ乳幼児の「地域療育」観再考ー家族やコミュニティが「障害」を取り込みながら再構成されていくプロセスの支援へー. 福祉科学とコミュニティ2000;1:24-37
- 10) 厚生労働省. 保育所保育指針2008
- 11) 藤崎春代, 木原久美子, 倉本かすみ, 長田安司, 今西いみ子. 統合保育において子どもと保育者を支援するシステムの研究. 発達障害研究2000, 22(2), 120-128.
- 12) 森正樹, 細淵富夫. 臨床発達心理学的観点に基づく個別の指導計画作成プロセスへの支援ー中学校教育相談部への学校コンサルテーションの実際ー. 埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要2012;11:117-125.